

一般財団法人神奈川県建築安全協会  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第 2 条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとし、この規定は適用しない。

(手数料の額)

第 3 条 業務規程第 19 条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第 5 条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、第 3 条に定める各々の額の 2 分の 1 の額とする。

(手数料の納入)

第 6 条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 7 条 技術的審査の依頼の際に、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第 8 条 適合書の再発行を行う場合の手数料は、1 通につき 3,300 円（税込）とする。

## 附則

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年2月1日より施行する。

別表1【一戸建ての住宅】

単位：円（税込）

区 分	手数料
一戸建ての住宅	44,000

別表2【共同住宅等】

単位：円（税込）

区 分		手数料 ※1
① 住戸部分	2～10戸以下	$44,000 + N \times 8,800$
	11～30戸以下	$88,000 + N \times 5,500$
	31戸以上	$176,000 + N \times 3,300$
② 共用部（共用部分の床面積の合計）	300㎡以内	55,000
	300㎡超～1,000㎡以内	88,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	110,000
	5,000㎡超	165,000

※1 Nは住戸数を示す。

※2 共用部の審査を行う場合は①+②の金額、行わない場合は①の金額とする。